

第3期
西東京市子ども・若者
ワイワイプラン

第6章

子ども・子育て支援
事業計画（第3期）

（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）

（令和8年4月変更）

本章は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めています。

西東京市

第6章 子ども・子育て支援事業計画(令和8年4月変更)

【計画変更の趣旨】

令和8年4月1日に「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)が改定されたことにより、基本指針等の改正を踏まえた市町村子ども・子育て支援事業計画の変更の必要が生じたため、次のとおり西東京市子ども・子育て支援事業計画を変更しました。

【変更内容（P15）】

- ア 乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期について、実施に向けた検討の結果を踏まえ、量の見込みと確保の内容についての修正を行う。
- イ 乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象にしていないことから、この事業を利用する2歳児が年度の途中で満3歳児となることを踏まえ、円滑に教育・保育施設(満3歳児クラス)へ移行できるよう、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について記載を追加する。

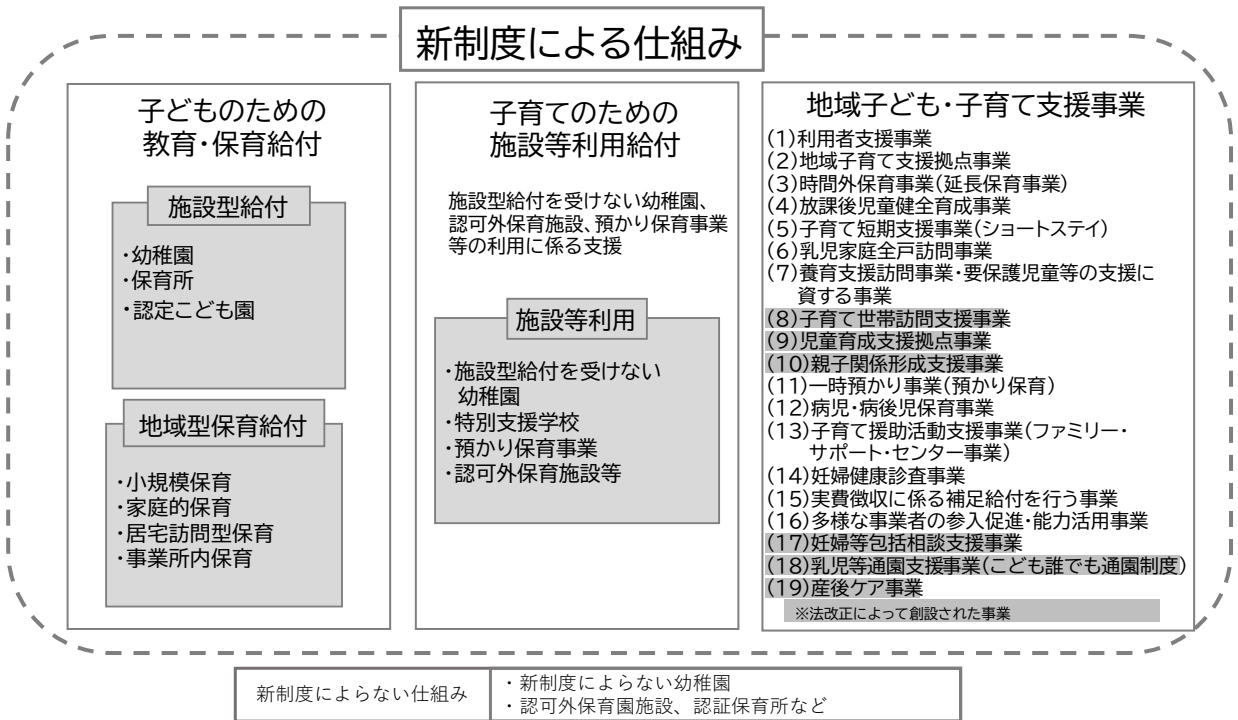
1 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みと確保の内容、実施時期を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

この章では、第3期子ども・子育て支援事業計画として、令和7年度から令和11年度までの5年間の各事業の需要に係る「量の見込み」と、これに対応した供給を行うための「確保の内容」と「実施時期」を定めます。

平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度においては、「子どものための教育・保育給付」「子育てのための施設等利用給付」と「地域子ども・子育て支援事業」により、子どもや子育て家庭の支援を行っています。

<子ども・子育て支援新制度の全体>



保護者から教育・保育の利用申請があった子どもについて、市町村は、子どもの年齢や保育の必要性から、次の3区分(1号・2号・3号)に認定します。教育・保育の量の見込みは、これらの区分ごとに算出することとなっています。

<認定区分と提供施設>

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり (教育のニーズあり)	保育の必要性あり (教育のニーズなし)	保育の必要性あり
利用可能施設	幼稚園				
	保育所				
	認定こども園				
	地域型保育				

2 子ども・子育て支援事業計画における設定

(1) 量の見込みと確保の内容

「量の見込み」の算出は、保護者の就労希望、実際の利用状況、潜在的な利用希望も加えた需要を、令和5年10月から12月にかけて実施したアンケート調査の結果を国の手引書により計算し、さらに市独自の設問への回答やこれまでの事業利用実績を考慮して行いました。

「確保の内容」は、「量の見込み」に対応した供給を行うために、年度毎にどのくらいの量(定員や施設数等)を確保するかということを決めた、年度毎の目標となる数値です。

(2) 教育・保育の提供区域

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域(以下「提供区域」といいます。)」を定めることとなっています。この提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅から容易に移動して施設等を利用することができるよう、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、教育・保育の施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。提供区域は、地域子ども・子育て支援事業にも共通の区域設定とすることが基本とされています。

本市は、鉄道やバスによる交通網が発達しており、平坦で海岸部や山間部がなく自転車等での市内の移動も比較的容易で、幼稚園・保育所も市内全域に配置されており、地域ごとに大きな偏在がないことから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、市域全体を1つの提供区域として設定しています。

なお、市域全体を1つの提供区域としますが、大きな需要が新しく発生した場合や、著しい利用状況の変化が起こった場合は、各地域の課題に応じて施設整備を検討するなどの適正な対応を図ることとします。

<西東京市略地図>



3 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

新制度による教育・保育については、施設型給付の対象となる施設と、地域型保育給付の対象となる施設とがあります。一方で、幼稚園については、これらの給付によらず、従来どおりの私学助成による運営も可能となっています。

ここでは、本市に在住する子どもの教育・保育の需要と、その供給(提供体制、確保の内容等の確保方策)について、定めます。

【施設型給付対象となる施設】

- ・幼稚園: 幼児期の学校教育を行う施設
 - ・保育所: 利用定員が20人以上で、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことを目的とした児童福祉施設
 - ・認定こども園: 幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設
- ※施設型給付は、保護者への個人給付を基礎として施設が代理で給付を受けることができます。施設が給付を受けるには、市長の「確認」が必要となります。

【地域型保育給付対象となる施設】

- ・小規模保育: 3歳未満の子どもの対象とし、利用定員6人以上19人以下で、施設において保育を行う事業
 - ・家庭的保育: 3歳未満の子どもの対象とし、利用定員5人以下で、家庭的保育者の居宅などにおいて保育を行う事業
 - ・事業所内保育: 3歳未満の子どもの対象とし、会社等の事業所の施設において、従業員の子どもと、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
 - ・居宅訪問型保育: 3歳未満の子どもの対象とし、1対1で、保育を必要とする子どもの居宅において保育を行う事業
- ※地域型保育給付は、定員20人未満の多様な小規模な保育への財政支援であり、保護者への個人給付を基礎として事業者が代理で給付を受けることができます。事業者が給付を受けるには、市長の「確認」が必要となります。

【その他の施設】

- ・企業主導型保育: 企業が従業員の子どもの預かるために開設した保育施設のこと。認可外保育施設に位置づけられ、任意で地域の子どもの受け入れができる
- ・認証保育所: 東京都独自の基準を満たし、認証された認可外保育施設。多様な保育ニーズに対応するため、13時間以上の開所を行う

【教育・保育の量の見込みと確保の内容】

教育・保育の量の見込み(潜在的な需要を含むニーズです。)及びその確保方策は、次ページのとおりです。

なお、確保方策の実施にあたっては、補助制度や保育料などの見直しを図ることによる財源の確保を前提として、財政の見通しを踏まえ、取組を進めます。

<教育・保育の量の見込み及び確保の内容>

単位:人

		令和7年度						令和8年度						
		1号	2号	2号	3号			1号	2号	2号	3号			
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	
①量の見込み (必要利用定員総数)	内訳	1,416	3,058		367	943	981	1,306	2,991		368	954	960	
	総数	2,098		2,376	2,291			1,921		2,376	2,282			
確保の内容	総数	2,098		2,376	2,080			1,921		2,376	2,080			
	小計	—		—	367	797	916	—		—	368	796	916	
	内訳	②特定教育・保育施設(定員数)	—		2,317	819		632	—		2,317	819		632
		詳細	—		—	262	557	632	—		—	262	557	632
	内訳	③小規模保育・家庭的保育(定員数)	—		—	214		158	—		—	214		158
		詳細	—		—	84	130	158	—		—	84	130	158
	内訳	④認証保育所等(定員数)	—		59	126		122	—		59	126		122
		詳細	—		—	21	105	122	—		—	22	104	122
	内訳	⑤企業主導型保育(地域枠)	—		0	5		4	—		0	5		4
		詳細	—		—	0	5	4	—		—	0	5	4
内訳	⑥現行の幼稚園(確保数)	2,098		—	—			1,921		—	—			
	【参考値】現行の幼稚園(受入可能数)	3,413		—	—			3,413		—	—			
		令和9年度						令和10年度						
		1号	2号	2号	3号			1号	2号	2号	3号			
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	
①量の見込み (必要利用定員総数)	内訳	1,230	2,942		371	967	962	1,171	2,916		370	977	977	
	総数	1,774		2,398	2,300			1,690		2,397	2,324			
確保の内容	総数	1,774		2,556	2,347			1,690		2,556	2,347			
	小計	—		—	373	967	1,007	—		—	373	977	997	
	内訳	②特定教育・保育施設(定員数)	450		2,497	906		692	450		2,497	906		692
		詳細	—		—	289	617	692	—		—	289	617	692
	内訳	③小規模保育・家庭的保育(定員数)	—		—	231		141	—		—	241		131
		詳細	—		—	84	147	141	—		—	84	157	131
	内訳	④認証保育所等(定員数)	—		59	138		110	—		59	138		110
		詳細	—		—	0	138	110	—		—	0	138	110
	内訳	⑤企業主導型保育(地域枠)	—		0	5		4	—		0	5		4
		詳細	—		—	0	5	4	—		—	0	5	4
内訳	⑥現行の幼稚園(確保数)	1,324		一時預かり:幼稚園型Ⅱ		60	60	1,240		一時預かり:幼稚園型Ⅱ		60	60	
	【参考値】現行の幼稚園(受入可能数)	2,513		—	—			2,513		—	—			

単位:人

		令和 11 年度					
		1号	2号	2号	3号		
		3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1歳 保育	2歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)	内訳	1,115	2,918		371	980	989
	総数	1,628		2,405	2,340		
確保の内容	総数	1,628	2,556	2,362			
	小計	—	—	373	980	1,009	
	内訳	②特定教育・保育 施設(定員数)	450	2,497	921		692
		詳細	—	—	289	632	692
	内訳	③小規模保育・家庭 的保育(定員数)	—	—	229		143
		詳細	—	—	84	145	143
	内訳	④認証保育所等 (定員数)	—	59	138		110
		詳細	—	—	0	138	110
	内訳	⑤企業主導型 保育(地域枠)	—	0	5		4
		詳細	—	—	0	5	4
内訳	⑥現行の幼稚園 (確保数)	1,178	一時預かり:幼稚園型Ⅱ		60	60	
【参考値】現行の幼稚園 (受入可能数)		2,513	—	—			

表の注釈:

①量の見込み

国の算出式を参考に、本市の実績等から推計を行っています。女性就業率については、本市の女性就業率の実績から将来の推移を予測し、保育ニーズ率の伸び率に反映して算出しています。

②特定教育・保育施設(定員数)

現状では認可保育所のことです。認定こども園や新制度による幼稚園についても、ここに記載することとなります。なお、定員数には、弾力化による人数を含まない人数を表示しています。

③小規模保育・家庭的保育(定員数)

小規模保育、家庭的保育又は事業所内保育で確保する人数です。

④認証保育所等(定員数)

現在の定期的利用保育・認証保育所が、認可保育所及び小規模保育へ移行することを見込んで、設定しています。

⑤企業主導型保育(地域枠)

企業主導型保育のうち、(保育認定を受けた)地域の子どもを受け入れる人数です。

⑥現行の幼稚園(確保数)

確保数は、各年度の量の見込みに対応した人数です。受け入れ人数は、量の見込みにかかわらず、【参考値】の人数まで可能です。

【参考値】現行の幼稚園(受入可能数)

現時点における幼稚園の認可定員数で、受け入れが可能な最大人数です。

前ページの表に示した量の見込みに対しては、2号・3号認定(0歳から5歳まで)に係る保育について、将来的な子どもの人口や保育ニーズの変化も踏まえながら、認定こども園化の支援や公立園の施設更新など、既存の教育・保育施設を最大限に活用するとともに、教育(幼稚園)の希望が強い2号認定(3歳から5歳まで)については、幼稚園の預かり保育の充実を図るよう補助制度を継続し、周知を進めることで対応していきます。

これらの量の拡大を行う際、以下の施策・事業の実施により、質を担保していきます。

- ① 教育の質の確保に資するため、幼稚園に通園する保護者への支援と、教育施設の事業者への支援を引き続き実施します。

*保護者への負担軽減事業費補助の継続
*私立幼稚園への助成の継続

- ② 教育施設における一時預かり・預かり保育の拡充を図るため、補助金等の支援を継続し、国や東京都に要望していきます。

*一時預かり事業・預かり保育事業への補助の継続

- ③ 待機児童を解消するため、認証保育所の事業者及び保護者への支援の継続を図り、認証保育所制度の継続を東京都に要望していくとともに、既存施設である幼稚園等を児童の受け入れ先として有効活用するため、入園料等補助及び認定こども園化の支援を図ります。

*認証保育所の事業者及び保護者への支援継続
*私立幼稚園等入園料補助金による保護者への支援

- ④ 子どもの発達を切れ目なく支援するため、2歳で卒園し、3歳から新たな教育・保育施設に通うことになる子どもたちが円滑に移行できるよう、地域における教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を推進します。

*保育・地域支援の質の確保と向上

- ⑤ 地域型保育事業及び認証保育所等に対して、子育て支援推進員による巡回訪問やブロック会議による地域保育所の課題を話し合う場の提供、保育士・保育従事者への研修を行うことで、保育の質の確保を図ります。

- ⑥ 保護者の就労状況にかかわらず子どもを受け入れることができるよう、既存の教育・保育施設の最大限の活用を図るとともに、幼稚園の意向を踏まえた上で、預かり保育の充実を図ります。また、国や東京都の制度の動向に留意しながら、誰でも通園制度に向けた支援を行います。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

(1)利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、幼児教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者に情報提供し、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

実施型	実施内容
特定型	市役所田無庁舎に総合窓口を設置し、地域子育て支援推進員を配置することにより実施していきます。
基本型	地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭などから日常的に相談を受けるとともに、子育てに関する情報提供などを行います。地域連携は、「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」を活用して、一体となって実施していきます。
地域子育て相談機関	基本型の地域子育て支援センターを活用し、子育て家庭などからの子育てなどに関する相談及び助言を行い、必要に応じ子ども家庭センターと連絡調整を行うとともに、子育て支援に関する情報提供を行います。今後は、全ての妊産婦、子ども(0歳から18歳未満)と子育て世帯が気軽に相談できる身近な相談機関として、地域子育て支援センターを中学校通学区域に1か所の配置を検討するほか、児童館を含め拡充を検討します。
こども家庭センター型	母子保健機能、児童福祉機能のそれぞれにより、相談支援を希望する又は必要とする妊産婦・子育て家庭を対象とし、一体的に支援を実施します。 保健師などの専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談に応じ、母子保健や子育て支援サービスなど情報提供を行うとともに、支援プランの作成などを行います。併せて、妊娠出産、育児が円滑に安心してできるための相談や支援を行いながら地域基盤へとつないでいきます。また、周産期関係機関などと連携を図り、支援が切れ目なく届くよう整えていきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基本型	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	地域子育て相談機関	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の 内容	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基本型	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	地域子育て相談機関	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2)地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センター5か所、児童館11か所、子育てひろば2か所で、子育ての相談や情報提供、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

今後は、公共施設等総合管理計画に基づき、地域子育て支援センターを中学校区域に1か所配置することを目指します。

児童館については、児童数の減少の中、児童館における乳幼児のための居場所の維持を図っていきます。

子育てひろばについては、市内2か所を継続して運営していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	地域子育て 支援センター	31,599人日	27,456人日	28,128人日	27,512人日	26,295人日
	児童館	38,556人日	33,501人日	34,321人日	33,570人日	32,085人日
	子育て ひろば	20,096人日	17,462人日	17,889人日	17,497人日	16,723人日
	合計	90,251人日	78,419人日	80,338人日	78,579人日	75,103人日
確保 の内容	地域子育て 支援センター	32,000人日	32,000人日	32,000人日	32,000人日	32,000人日
	児童館	42,000人日	42,000人日	42,000人日	42,000人日	42,000人日
	子育て ひろば	20,096人日	20,096人日	20,096人日	20,096人日	20,096人日
	合計	94,096人日	94,096人日	94,096人日	94,096人日	94,096人日
確保の方策 (実施施設)	地域子育て 支援センター	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	児童館	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所
	子育て ひろば	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	合計	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所

(3)時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労形態の多様化、通勤事情などに対応するため、保育所に在園する子どもについて、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

保育所において延長保育を実施し、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,450人	1,450人	1,450人	1,450人	1,450人
確保の内容	1,450人	1,450人	1,450人	1,450人	1,450人

(4)放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)は、小学生のうち、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童を対象に、児童館や学校の余裕教室、専門施設で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。現在、36か所(令和7年3月時点)の施設において実施しています。

「放課後子供教室」は、保護者の就労にかかわらず利用でき、地域の方々の参画を得て、子どもたちに様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する事業です。

現在、遊び場開放は全小学校で、学習活動の機会提供(学習支援、体験活動)は12校(令和7年3月時点)で実施しています。今後も保護者のニーズに合わせて学童クラブの充実を図るとともに、児童館・児童センターの活用や放課後子供教室との連携により放課後の居場所づくりを進めます。

量の見込みに対応する提供体制については、タイムシェア¹により過密化の解消を図るとともに、学校内への学童クラブの整備に取り組みます。

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	学童 クラブ	1年生	944人	971人	962人	950人	945人
		2年生	826人	856人	885人	880人	873人
		3年生	724人	735人	769人	802人	806人
		4年生	487人	515人	536人	572人	607人
		5年生	3人	4人	4人	4人	4人
		6年生	1人	1人	2人	2人	2人
		総数	2,985人	3,082人	3,158人	3,210人	3,237人
	その他の 事業	児童館	497人	497人	497人	497人	497人
		放課後子供教室	396人	396人	396人	396人	396人
		総数	893人	893人	893人	893人	893人
総数		3,878人	3,975人	4,051人	4,103人	4,130人	
確 保 の 内 容	学童クラブ		2,500人	2,500人	2,500人	2,500人	2,500人
	タイムシェア		170人	270人	345人	345人	345人
	その他の事業 (児童館・放課後子供教室)		975人	1,030人	1,110人	1,205人	1,285人
	総数		3,645	3,800人	3,955人	4,050人	4,130人

¹ タイムシェア・・・学童クラブの過密化対策として、学校の特別教室等を一時的に借用し学童クラブの育成室として利用することで、学童クラブの分散化を図るもの。令和6年度から開始し、令和7年度以降段階的に実施学童クラブを増やす予定。

(5)子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が病気や介護などの理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設で子どもの保護を行う事業です。

本市では、市内にある児童養護施設に委託して実施しています。今後は、乳児についても同様のサービスが提供できるよう、乳児の対応が可能な施設を委託先として拡充し、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	233人日	226人日	223人日	223人日	222人日
確保の内容	233人日	226人日	223人日	223人日	222人日

(6)乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭に、保健師、助産師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

乳児のいるすべての家庭が安心して子育てを始められるように、保健師、助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や保健指導を行います。併せて、子育てについて、保護者やご家庭の状況に合わせて、様々な事業や相談につないでいきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,347人	1,345人	1,344人	1,344人	1,346人
確保の内容	1,347人	1,345人	1,344人	1,344人	1,346人

(7)養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業

■養育支援訪問事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師などが訪問し、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

また、妊娠期から出産期までの不安や悩みが生じる時期において、特に自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対して、予防的な子育て支援を目的に、産前産後の支援を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	81人	81人	80人	80人	79人
確保の内容	81人	81人	80人	80人	79人

■要保護児童等の支援に資する事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性及び連携の強化などを行います。

(8)子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育てなどに対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐ支援事業です。

また、妊娠期から出産期までの不安や悩みが生じる時期において、特に自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対して、予防的かつ総合的な子育て支援を行います。

現在は育児支援訪問支援員を会計年度任用職員として雇用し、事業を実施していますが、今後は、安定的なサービス提供を実施するため、事業の委託化を検討しています。また、産前から産後における支援については、本市では家事育児支援として実施しています。今後も引き続き同様の提供体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	228人日	275人日	274人日	273人日	271人日
確保の内容	228人日	275人日	274人日	273人日	271人日

(9)児童育成支援拠点事業

養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

(10)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする支援事業です。

本市では、10代～20代前半の若年妊婦と若年ママを対象とした情報交換や相談を行う事業を2か月に1回程度実施しています。今後も引き続き同様の提供体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
確保の内容	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日

(11)一時預かり事業(預かり保育)

保護者が仕事、疾病、レスパイト、用事などの理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園や保育所などにおいて一時的な預かりを行う事業です。

①幼稚園(1号・2号)の一時預かり事業について

保育時間及び長期休暇中の事業拡充を図るため、幼稚園に対する補助金等の支援を継続し、1号、2号の区分にかかわらず量の見込みに対応できる提供体制を確保していきます。

②その他(幼稚園以外)の一時預かり事業について

- * 保育所における一時預かり事業・・・現在実施している保育所で引き続き実施することを基本とし、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。今後は、保育所の定員の弾力化解消に伴って一時預かり事業の拡充を図るとともに、こども誰でも通園の制度動向やニーズについても注視し、一時預かり事業との整理を図っていきます。
- * ファミリー・サポート・センター事業・・・サポート会員を増やすことを目指し、地域の活動団体などを通じて積極的な広報活動を行います。また、ファミリー会員へ安心・安全なサービス提供体制が確保できるように、相互援助活動について丁寧な調整を行い、利用者の満足度が高まるよう努めます。今後は、多様なニーズの変化に対応できる体制について検討し、将来を見据えた体制づくりを目指します。
- * 一時預かり事業のさらなる拡充を図るため、空き定員の活用や民間事業者へ協力を求めるなどの、調整・検討などを行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園(1号・2号)						
量の見込み	1号	17,542人日	17,542人日	17,542人日	17,542人日	17,542人日
	2号	101,058人日	101,058人日	101,058人日	101,058人日	101,058人日
	合計	118,600人日	118,600人日	118,600人日	118,600人日	118,600人日
確保の内容		118,600人日	118,600人日	118,600人日	118,600人日	118,600人日
その他(幼稚園以外)						
量の見込み	保育所一時預かり	13,325人日	12,607人日	12,185人日	12,179人日	12,058人日
	ファミリー・サポート・センター(未就学児)	2,709人日	2,636人日	2,594人日	2,593人日	2,581人日
	合計	16,034人日	15,243人日	14,779人日	14,772人日	14,639人日
確保の内容		16,034人日	15,243人日	14,779人日	14,772人日	14,639人日

(12)病児・病後児保育事業

発熱などの急な病気となった児童(病児)や病気回復期の児童(病後児)が、教育・保育施設に通えない又は保護者による保育ができない場合に、病院に付設された専用スペースなどにおいて看護師などが一時的に保育を行います。

本市では市内にある医療機関に委託して実施しています。今後も引き続き同様の提供体制を確保します。

また、児童が保育中に発熱するなど、体調不良となった場合において、民間保育所に看護師などを配置することで緊急的な対応を図り、安心かつ安全な体制を確保します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	病児・病後 児保育	3,195人日	3,145人日	3,074人日	3,010人日	2,962人日
	体調不良児 対応	1,761人日	1,761人日	1,761人日	1,761人日	1,761人日
	合計	4,956人日	4,906人日	4,835人日	4,771人日	4,723人日
確保の 内容	病児・病後 児保育	6,446人日	6,446人日	6,446人日	6,446人日	6,446人日
	体調不良児 対応	1,761人日	1,761人日	1,761人日	1,761人日	1,761人日
	合計	8,207人日	8,207人日	8,207人日	8,207人日	8,207人日

(13)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

児童の預かり、送迎時の支援などを受けることを希望する者(ファミリー会員)と、支援を行うことを希望する者(サポート会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

サポート会員を増やすことを目指し、地域の活動団体などを通じて積極的な広報活動を行います。

また、ファミリー会員へ安心・安全なサービス提供体制が確保できるように、相互援助活動について丁寧な調整を行い、利用者の満足度が高まるよう努めます。

今後は、多様なニーズの変化に対応できる体制について検討し、将来を見据えた体制づくりを目指します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	低学年	1,446人日	1,448人日	1,428人日	1,370人日	1,327人日
	高学年	370人日	371人日	366人日	351人日	340人日
	合計	1,816人日	1,819人日	1,794人日	1,721人日	1,667人日
確保の内容		1,816人日	1,819人日	1,794人日	1,721人日	1,667人日

(14)妊婦健康診査事業

妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行います。

現在と同様に、契約医療機関で個別健診を実施し、提供体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,239人	1,237人	1,236人	1,236人	1,238人
確保の内容	1,239人	1,237人	1,236人	1,236人	1,238人

(15)実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯又は多子世帯の子どもの保護者が教育・保育施設等に支払うべき給食の食材料費及び物品の購入費などを助成する事業です。

本市では、幼稚園を利用する子どものうち、対象となる人数を数値化しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	247人	235人	228人	229人	227人
確保の内容	247人	235人	228人	229人	227人

(16)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

市の地域子育て支援推進員が巡回訪問・相談を行うなど、新規施設に対する継続的な支援を行うとともに、所管課窓口での手続きに係る支援や助言などを行います。

(17)妊婦等包括相談支援事業

出産や育児などに関する継続的な情報発信や、必要な支援につなぐ相談支援を行う事業です。

妊娠届出時や妊娠8か月頃のアンケート及び乳児家庭全戸訪問において実施します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数等 (対象者数)	1,347人	1,345人	1,344人	1,344人	1,346人
	1組当たり 面談回数(回)	3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施合計 回数(回)	4,041回	4,035回	4,032回	4,032回	4,038回
確保の内容		4,041回	4,035回	4,032回	4,032回	4,038回

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

全ての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる新たな通園支援事業です。

本市においては、こども誰でも通園制度の本格実施を見据え、令和7年度は準備期間とし、令和8年度から実施します。令和7年度中は、未就園の1～2歳児を対象にした預かり保育(東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業)を幼稚園において実施することで対応し、令和8年度以降は、0歳児の受け皿については保育施設、1～2歳児の受け皿については引き続き幼稚園を中心に確保していくとともに、円滑に満3歳児クラスへ移行できる仕組みづくりについて働きかけを行っていきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	0歳児	0人日	3人日	3人日	3人日	3人日
	1歳児	0人日	11人日	11人日	11人日	11人日
	2歳児	0人日	11人日	11人日	11人日	11人日
確保の 内容	0歳児	0人日	10人日	10人日	10人日	10人日
	1歳児	0人日	28人日	28人日	28人日	28人日
	2歳児	0人日	123人日	123人日	123人日	123人日

(19)産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポートなどを行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

本市においては、デイサービス(日帰り)及びショートステイ(宿泊)を市内及び近隣市にある医療機関などに委託して実施しています。利用実績は増加傾向にあるため、動向を注視し、今後も提供体制の確保を推進します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	デイサービス	715人日	746人日	778人日	810人日	843人日
	ショートステイ	532人日	555人日	578人日	602人日	627人日
	合計	1,247人日	1,301人日	1,356人日	1,412人日	1,470人日
確保の 内容	デイサービス	715人日	746人日	778人日	810人日	843人日
	ショートステイ	532人日	555人日	578人日	602人日	627人日
	合計	1,247人日	1,301人日	1,356人日	1,412人日	1,470人日

第3期西東京市子ども・若者ワイワイプラン

第6章 子ども・子育て支援事業計画(第3期)

変更年月:令和8年4月

発行:西東京市子ども若者部子ども若者応援課

東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号

電話:042-460-9841(直通)